

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
株式会社 潤沼建設工業	茨城県東茨城郡茨城町上石崎3948	

2. 指名停止措置期間 令和2年1月6日～令和2年2月5日（1箇月）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

(株)潤沼建設工業は、茨城県土地販売推進課発注の「桜の郷緑地等整備工事」において、令和元年11月12日、誘導員を配置せずに重機の作業半径内で作業員に作業を行わせるなど、安全管理措置の不適切により、作業員が死亡する事故を起こした。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第1第8号イに該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第1>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 イ 工事等関係者に死亡者を生じさせたとき	1箇月

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)